

## 【ABC 消費者情報 Vol. 6】

## ■「求人募集」の申し込みは慎重に

最近の雇用状況の悪化に便乗した悪質な求人募集による被害の発生が予想されますのでご注意ください。

## ■相談事例

雑誌広告の「手芸内職者募集」の案内を見て電話した。「誰でも月に4、5万円の収入が可能」、「後で奨励金として返金するから、登録料と材料費の30万円をすぐに振り込むように」と説明され、申し込みをした。後日、送られてきた材料や書類をよく確認してみると、希望する収入を得ることは難しいことに気が付いた。今からでも解約したい。

## ■アドバイス

仕事を提供するために必要だと言って材料費や登録料などの名目で金銭を支払わせる商法を内職商法といいます。内職商法などの取引は、契約や仕事の内容がわかりづらく、消費者が取引の問題性に気づくのに時間がかかることから、クーリング・オフ期間が20日間となっています。後になって最初の説明と実態が異なることに気がついても、解約が困難な場合もありますので、申込書を書くときは、自分は何を契約しているのか、必ず書類を隅々まで確認する習慣をつけましょう。

この事例のような求職者に前もって何らかの代金支払いを求めるようなケースは、内職商法以外でも被害が発生しており、特に注意が必要です。

不審に思ったときや困ったときはすぐに消費生活センターへご相談ください。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611